

「(仮称)滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例要綱案」に対して提出された意見・情報とこれらに対する県の考え方について

1. 県民政策コメントの実施結果

平成24年(2012年)9月25日(火)から10月25日(木)までの間、滋賀県民政策コメントに関する要綱(平成12年滋賀県告示第236号)に基づき、(仮称)滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例要綱案についての意見・情報の募集を行った結果、17名(団体)の方から109件の意見・情報が寄せられました(なお、この条例要綱案については、県内市町および関係団体に対しても意見照会を行いました。)。これらの意見等に対する滋賀県の考え方は、次のとおりです。
 とりまとめの便宜上、提出された意見・情報は、その趣旨を損なわない範囲で内容を要約したものとっております。

2. 提出された意見・情報の内訳

意見・情報の概要	件数
題名	3
前文	13
第1(目的)	1
第2(定義)	9
第3(基本理念)	15
第4(県の責務)	11
第5(中小企業者の努力)	13
第6(関係団体等の役割)	9
第7(県民の役割)	3
第8(中小企業活性化施策の基本)	16
第9(連携および協力の推進)	3
第10(実施計画)	2
第11(検証および施策への反映)	1
第12(中小企業者等の意見の反映)	1
第13(調査研究の実施等)	1
第14(推進体制の整備)	3
第15(財政上および税制上の措置)	0
第16(滋賀県中小企業活性化審議会)	1
第17(審議会の組織等)	3
その他	1
合計	109

3. 県民政策コメント制度で提出された意見・情報とそれに対する考え方

番号	箇所			ご意見・情報の概要	ご意見に対する県の考え方
1	題名			<p>「活性化」には、「特定の機能が活発になる」という意味があり、特定の中小企業支援に重きを置いた産業施策との誤解を生むおそれがある。一方で、「振興」は上から目線的な感があるが、県をあげて総体としての「中小企業」の振興を政策の中心と捉える点では、適切な表現とも思われる。全国の条例が「振興」を使っている中で、あえて「活性化の推進」としたことにつき、真意を丁寧に説明してほしい。</p>	<p>この条例は、中小企業の地域の経済や社会の担い手としての役割を踏まえ、特に中小企業を取り上げ、その役割を主体的に果たしつつ、その多様で活力ある発展が図られることを、「中小企業の活性化」と位置づけ、これを県をはじめ関係者が連携・協力しつつ推進を図る、という趣旨から、条例の名称を「中小企業の活性化の推進に関する条例」とすることとしています。条例制定後、その周知を図っていく際には、名称についても趣旨を説明していきたいと考えています。</p>
2	題名			<p>中小企業を振興していくのは県の責任であり、「活性化」条例とすると「活性化そのものは自己責任」となり、県の責務が薄まり曖昧になってしまうので、題名について「活性化」を「振興」に変更してはどうか。これにより、本文中の「活性化」の用語を「振興」に置き換えるべきではないか。</p>	<p>中小企業が地域の経済および社会の担い手としての役割を主体的に果たしつつ、その多様で活力ある発展が図られることを、「中小企業の活性化」と位置づけることとし、その推進を図る、という趣旨で活性化としており、推進に当たっては第4で県の責務も明確に位置づけていることから、原案どおりとします。</p>
3	題名			<p>「活性化」の定義には、企業の成長が前提になっている。前向きな活動への支援は必要だが、現状は縮小の動きが大きく、企業の現状維持でも地域への効果は大きい。企業の現状維持へ向けた努力を排除しないという観点からも、名称として、「活性化」より「振興」がふさわしいのではないか。これにより、本文中の「活性化」の用語を「振興」に置き換えるべきではないか。</p>	<p>中小企業が地域の経済および社会の担い手としての役割を主体的に果たしつつ、その多様で活力ある発展が図られることを、「中小企業の活性化」と位置づけることとし、その推進を図ることとしております。「経営基盤の強化」といった、企業の現状維持へ向けた施策も含まれておりますので、原案どおりとします。</p>
4	前文			<p>前文は本当に必要かわからない。文言の中には日本や県の現況が記載されている部分があるが、時代の変化とともに状況も変わっていくものであって社会情勢の変化があった場合、前文のために条例改正を行う形になるのはどうかと考える。また、記載内容は第1の目的と重複していると思う。前文で謳われているものを再度目的として記載するのはどうかと思う。</p>	<p>前文は、第1の目的の条文とは違い、条例を制定する背景、現状や課題、目的など、条例本文で規定することが難しいものを分かりやすく表現し、中小企業の活性化に向け県民全体で取り組むことについて、県の決意を明らかにしようとするものです。このため、制定時の状況を踏まえた表現がある程度許容されるものと考えています。</p>
5	前文			<p>前文2行目の後に、「中小企業は、経営者と従業員の暮らしの場ともなっています。」を加えてはどうか。</p>	<p>ご指摘の内容の趣旨は、原案の「地域の経済や社会の担い手として、生産や消費活動、さらには雇用や地域づくりなどの面において、重要な役割を果たしています。」の中に含まれていると考えられるため、原案どおりとします。</p>

番号	箇所		ご意見・情報の概要	ご意見に対する県の考え方
6	前文		品質そのものを誇るべきであり、「品質管理」を「品質」とすべき。	「品質管理」は「品質」そのものが確かであるということも踏まえたものであり、その意味も含まれると考えられますので、原案どおりとします。
7	前文		「しかしながら」以降の段落では、「懸念」の内容がすべて自然現象や海外要因のようになっている。現在の日本経済の長期にわたる不況の原因は、リストラや非正規労働の増加による個人消費の落ち込みであるため、次のように変更してはどうか。 「コストダウンの圧力」→「企業のコストダウンの圧力」 「産業の空洞化」→「グローバル化による企業の海外進出によつての産業の空洞化」	「コストダウンの圧力」や「産業の空洞化」については、ご指摘の趣旨を含んだ表現と考えておりますが、表現を簡潔にするため、原案どおりとします。
8	前文		「中小企業を取り巻く経済や社会の状況については、中小企業にとって避けがたい天災のような現状が記載されている。原因と対策を簡潔に記載すべきである。	ご指摘の部分については、中小企業を取り巻く経済や社会の状況を記載しており、これらの状況を踏まえた対策として条例を制定し、「中小企業の活性化」に取り組みようとするものでありますので、原案どおりとします。
9	前文		「急激な円高」等の表現は、今後情勢が変わる可能性があり、場合によっては条例改正も必要になるため、社会背景の部分はある程度普遍的な内容に整理することが望ましいのではないかと。	前文は、条例を制定する背景、現状や課題、目的など、条例本文で規定することが難しいものを分かりやすく表現し、中小企業の活性化に向け県民全体で取り組むことについて、県の決意を明らかにしようとするものです。このため、制定時の状況を踏まえた表現がある程度許容されるものと考えており、原案どおりとします。
10	前文		「アジア等の新興国の台頭や急激な円高により、コストダウンの圧力が高まり、産業の空洞化なども懸念されます」とあるが、円高は急激という表現より、恒常的に高くなっているのが実体。また、「コストダウンの圧力が高まり」は新興国の台頭による国際競争の激化が要因であるが、円高がその要因とも読めるので、この部分の表現を再検討されてはと思う。	円高の動きは、経済へ大きな影響を与えたり一マンショック以降のスパンで捉えると、急激といえます。この急激な円高への対応に迫られているということを条例制定の背景として捉えたものであり、原案どおりとします。
11	前文		大企業等の発注側に対して悪いイメージがあるため、「コストダウンの圧力が高まり」は「厳しいコスト競争下にあり」といった表現に改めるべきではないかと。	「アジア等の新興国の台頭や急激な円高」により、中小企業に対するコストダウンの圧力が高まっていることを表現しているものであり、原案どおりとします。
12	前文		製造業中心の懸念が記載されているが、観光事業者等においては、昨年の震災や今年の中韓の問題等、また自然災害などの外部要因等による影響が多いため、観光事業者等は、外部要因等の影響により業績が大きく左右することの懸念を記載してはどうか。	ご指摘を踏まえ、「産業の空洞化なども懸念されています。」を、「産業の空洞化なども懸念され、また、自然災害などに対する危機管理も課題となっています。」に改めます。

番号	箇所		ご意見・情報の概要	ご意見に対する県の考え方
13	前文		第4段落目の「持続的に発展していくためには」の次に、「内需中心の地域循環型の経済が必要で、」を追加してはどうか。	ご指摘の趣旨は、同段落の「地域でヒト、モノ、カネ、情報の集積と好循環が生まれていきます。」で表現されていると考えていますので、原案どおりとします。
14	前文		「私たちは、～を決意し、」となっているが、「私たち」が明確でないため、明確にしてほしい。	「私たち」とは、県をはじめ、中小企業者、関係団体等、県民などを広く含んでいます。県の他の条例においても用いられている表現であり、原案どおりとします。
15	前文		第5段落目の「私たち」は不自然であるので「滋賀県民」など適切な表現に改め、「地域に貢献する企業として成長するよう」の次に「県の責務を明確にするとともに」を加えてはどうか。	「私たち」とは、県をはじめ、中小企業者、関係団体等、県民などを広く含んでいます。県の他の条例においても用いられている表現であり、原案どおりとします。また、県の責務については、第1で規定されておりますので、原案どおりとします。
16	前文		中小企業憲章（閣議決定）の精神である「どんな問題も中小企業の立場で考える」という姿勢を盛り込むため、前文の下から2行目を「連携と協力の下に、どんな問題も中小企業の立場で考え、中小企業の活性化を推進していく」としてほしい。	中小企業はもちろん関係団体等の様々な立場や意見を踏まえて中小企業の活性化に取り組んでいくことを想定しており、このため第12で中小企業の意見を反映するための措置を講ずることとしており、原案どおりとします。
17	第1		あえて書かなくても、中小企業活性化施策を指していることが分かるため、「中小企業活性化施策を総合的に」の「中小企業活性化施策」を削除してはどうか。	「計画的かつ総合的に実施する」対象を明らかにするため必要な表現であり、原案どおりとします。
18	第2	(1)	中小企業者の定義が、「中小企業基本法第2条第1項」となっているが、「中小企業基本法第2条第1項1号から4号もしくは各号」とすべきではないか。	中小企業基本法第2条第1項の「おおむね」や「施策ごとに定める」ことも含んだ定義としているため、原案どおりとします。
19	第2	(1)	中小企業者の定義には、みなし大企業も含まれると考えられ、これらも中小企業活性化施策の対象にしていくということか。	中小企業基本法や条例の定義には、みなし大企業についての除外規定はありませんが、当該法律等の定義にあるとおり、施策の対象となる中小企業の範囲は「施策ごとに定める」こととしており、施策ごとに適切に判断していきたいと考えます。
20	第2	(1)	中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に規定する組合等も条例の対象とするため、「中小企業者」を「中小企業者等」に改め、「及び中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に規定する」を加えてはどうか。	この条項は、国の中小企業基本法と同じく、中小企業そのものの定義を示しているものです。なお、施策ごとに必要に応じて対象にこうした団体を含めることは可能と考えており、原案どおりとします。

番号	箇所		ご意見・情報の概要	ご意見に対する県の考え方
21	第2	(1)	各種フランチャイズ店も県内中小企業の振興や地域経済に大きく影響を及ぼしていることから、中小企業者の定義について、フランチャイズ店が含まれることを明確にするためにも、「中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者（フランチャイズ店も含む）であって」とすべきである。	中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者に該当するフランチャイズ店は、中小企業者に含まれていることから、原案どおりとします。
22	第2	(2)	「中小企業によるその成長を目指す」の「その」が「中小企業」を指すのであれば、「中小企業による中小企業の成長を目指す取組が促進され」という文脈になり、意味が分かりにくい。「中小企業自らが成長する取組が促進され」としてはどうか。	ご指摘を踏まえ、「 <u>中小企業によるその成長を目指す取組</u> 」を「 <u>中小企業による自らの成長を目指す取組</u> 」に修正します。
23	第2	(2)	中小企業の現状維持の努力でも効果は大きく、「成長を目指す」の前に、「営業を維持し」を加え、「多様で活力ある発展」は、「多様な活動を維持し、また活力ある発展」としてはどうか。	中小企業の活性化の定義に示す「経営基盤の強化されること」や「産業分野の特性に応じた中小企業の事業活動が活発に行われること」は、企業の現状維持へ向けた努力も含まれており、また、「中小企業の発展」については維持・向上を含め、広くとらえておりますので、原案どおりとします。
24	第2	(3)	各種チェーン店も県内中小企業の振興や地域経済に大きく影響を及ぼしていることから、チェーン店も条例の対象とすることを明確にするため、大企業者の定義を「大企業者（チェーン店や直営店を含む。）」とすべきである。	原案で定義する「大企業者」に該当するチェーン店や直営店は、大企業者に含まれていることから、原案どおりとします。
25	第2	(3)	「中小企業者以外の事業者（会社および個人に限る。）」となっているが、中小企業者以外の会社および個人の表記ではだめなのか。会社および個人以外の形態には何があるのか、また、事業者の規定がわからない。	中小企業基本法第2条においては、中小企業者の定義として、「会社及び個人であって事業を営む者」とされており、これとの整合性を図るため、大企業者においても「事業を営む者」という要件が必要であり、原案どおりとします。また、会社および個人以外の形態は、例えば公益社団・財団法人等が想定されます。
26	第2	(3)	大企業者の定義について、「（会社および個人に限る。）」の部分の記述はなくてもよいのではないかと。	中小企業基本法第2条においては、中小企業者の定義として、「会社及び個人」とされており、大企業者についてもこれとの整合性を図る必要があり、原案どおりとします。
27	第3		企業の社会的責任の取組は滋賀県の地域資源であり、中小企業の持続的発展にも重要な役割があると思われるため、基本理念に「法令遵守、社会貢献等の中小企業者等が取り組む社会的責任（CSR）活動が積極的に促進されること。」を追加するべきではないかと。	(1)の「中小企業者の自主的な努力および創造的な活動」や(3)の「地域づくりに資するものとなること」には、ご指摘のような活動も含まれると考えられるため、原案どおりとします。また、中小企業の社会貢献については、中小企業者の努力として、第5(2)に規定しています。

番号	箇所			ご意見・情報の概要	ご意見に対する県の考え方
28	第3			事業承継と東日本大震災で明らかになった事業継続計画（BCP）の重要性を意識して、基本理念に「中小企業者等が培ってきた技術や知恵を未来に向けて伝承するとともに、常に事業の継続が図られるように推進すること。」を追加するべきではないか。	ご指摘の内容は、施策の基本となるべき事項と考えており、このため、第8(2)②において「経営改善および危機管理に関する支援体制の整備、事業および技術の円滑な承継に対する支援」と規定しており、原案どおりとします。
29	第3			第3(1)～(5)までに主語がないので、「中小企業振興は」を入れるべきではないか。	第3の冒頭の「中小企業の活性化は」が(1)～(5)までの主語に相当するものとなりますので、原案どおりとします。
30	第3	(1)		中小企業の意見、意向を聞き、尊重するのは当然であるのに、その言及がないため、「自主的な努力および創造的な活動」の次に「、その意見」を加えるべきではないか。	この条項は、「中小企業者の自主的な努力および創造的な活動が尊重される」という基本理念を規定しているものであり、この理念を踏まえた中小企業者の意見を反映する仕組みについては、第12において規定しているため、原案どおりとします。
31	第3	(2)		「家族により小規模な経営を行う事業者・・・」という書き出しは、いわゆる小規模事業者のことを指しているのか不明瞭であり違和感がある。	「家族により小規模な経営を行う事業者」は「小規模な事業者」の一つの例として、家族経営の小規模な形態を規定したものです。
32	第3	(3)		中小企業振興は特別な企業を育てるのが主目的ではなく、「地域の特性」は、「地域の実情」に含まれているため、「地域の実情」に改めるべきである。	「地域の特性に応じた産業の振興」とは、県全体あるいは県内の各地域における地域資源や産業の集積の状況などの様々な特性に応じた産業の振興を図るという意味であり、原案どおりとします。
33	第3	(3)		地域の特性と中小企業がどう関係するかについて、具体的なイメージが湧かない。「地域の特性に応じた」は不要ではないか。	「地域の特性に応じた産業の振興」とは、県全体あるいは県内の各地域における地域資源や産業の集積の状況などの様々な特性に応じた産業の振興を図るという意味であり、原案どおりとします。
34	第3	(3)		福祉面など地域における様々な課題が増加している中で、中小企業が持続的に活性化・地域貢献し、地域経済が活性化するには、人材の確保ということや地域の雇用創出という点からも「雇用」が重要なポイントの一つであるが、当該案の中の基本理念には「雇用」という意味の文言が希薄、または見受けられないことから、「地域の特性に応じた産業の振興」の次を、「地域住民の利便の増進や雇用の確保による事業の承継と地域経済の活性化その他の地域づくりに資するものとなること。」または「地域における雇用の創出その他地域福祉の向上や地域づくりに資するものとなること。」などとすべきである。	第11に規定するように、中小企業の活性化については、本県の経済および社会の発展を目的としており、それには雇用の創出も含まれると考えられるため、基本理念には規定していません。なお、ご指摘を踏まえ、第5(2)の中小企業者の努力について、「加入」の右に「、地域における雇用の機会の創出」を加えることとします。

番号	箇所			ご意見・情報の概要	ご意見に対する県の考え方
35	第3	(3)		第5(2)において、中小企業者の地域づくりへの参画の努力が規定されているが、このような努力規定を設けるならば、「地域づくり」という文言の定義について、どのようなものを指すのか、具体的に示していただきたい。	中小企業が地域に根ざし、地域社会を形成していく存在であることを示すため、広い意味で「地域づくり」という表現を使用したものです。また、良好な地域社会を形成していくという意味を具体的に示すため「地域の特性に応じた産業の振興」「地域住民の利便の増進」といった例示を規定しています。
36	第3	(4)		県の特徴としてもものづくり産業が特出しされているが、商業・サービス業など他の産業に携わる中小企業はこれをどのように感じるのか。	本県は県民総生産に占める第二次産業の割合が全国一となっているなど、ものづくり産業の集積が全国的に進んでおり、このことを、本県の特徴の代表的な例示としてあげたものです。
37	第3	(4)		「本県の特徴が生かされること」とされているが、この表現は義務的なものと受け取れるので、「配慮する、努める」など柔らかい表現のほうがいいのではないか。	中小企業の活性化に当たって踏まえる事項を基本理念として規定するものであるため、このような表現としており、原案どおりとします。
38	第3	(5)		各機関、自治体等との連携、協力は基本理念よりも第4～第7の責務・役割等もしくは第9の連携および協力の推進に記載すべきではないか。	中小企業の活性化のためには、自治体や関係機関との連携は重要であり、条例の基本となる理念とすべきと考えています。なお、基本理念を受けて、第4や第9で各主体の連携・協力が推進されるよう、併せて規定しています。
39	第3	(5)		関係団体等については、その役割も第6で規定されているので、第2の定義で規定する方が望ましいのではないか。	「関係団体等」については、いくつかの関係者をまとめて略称としたものであり、用語の内容を実質的に定義している第2の各号に掲げられているものとは性格が異なるため、原案どおりとします。
40	第3	(5)		大企業者については、中小企業団体や大学、研究機関とは性格が異なるため、関係団体等の定義から大企業者を除外してはどうか。	大企業者についても、中小企業者とのかわりが深いことを踏まえ、中小企業団体、大学等や金融機関と同様に、中小企業の活性化の推進のために連携していく必要があると考えておりますので、原案どおりとします。
41	第3			国や地方自治体との関係では、県の独自性を担保するため「連携」はふさわしくなく、新たに「(6)国および他の自治体と調整の上、協力が図られること。」との規定を設けるべきである。	地方分権の趣旨を踏まえ、県は自主的に自らの施策等の決定を行うものであり、その上で、国や他の地方公共団体と連携していくことを「連携」としており、原案どおりとします。
42	第4			県の責務について、原案の記述では、県の条例制定に対する意気込みが伝わらず、抽象的すぎるのではないか。中小企業の受注機会の増大、物品調達等に当たって、中小企業者の製品物品の利用推進努力など、埼玉県条例のように、具体的に明記し、県民に理解しやすいようにすべきである。	ご指摘の内容を含んだ中小企業活性化施策を総合的に実施することを県の責務としており、その施策の基本的な内容については、ご指摘の内容も含め、第8の施策の基本の中で具体的に規定することとしています。

番号	箇所			ご意見・情報の概要	ご意見に対する県の考え方
43	第4			県の責務に「商工会議所、商工会、商店街振興組合等への加入を促進するために必要な情報の提供、助言、支援を行う。」と追加してはどうか。	ご指摘の内容は、県の責務の(1)および(2)にその趣旨が含まれていると考えられますので、原案どおりとします。
44	第4			第4(3)で「市町が果たす役割の重要性に鑑み」とあるのだから、県の責務の次に市町の役割を規定するべきではないか。	市町の役割については、地方分権の趣旨を踏まえ、県の条例で市町の役割を規定することは適当ではないことから、県の責務として、市町への支援や調整について規定しています。
45	第4	(2)		原案では一方的な印象があり、県の責務として、中小企業者の意見を聴く、尊重するなどの言及がないため、「中小企業者、関係団体等」の次に「の意見を尊重し」を加えてはどうか。	この条項は中小企業者をはじめとした関係者等との連携等を図るという内容であり、これを踏まえた意見を反映する仕組みについては、第12において規定しているため、原案どおりとします。
46	第4	(2)		「国および他の地方公共団体との連携に努める」の「連携」は「調整」に置き換えるべきである。	地方分権の趣旨を踏まえ、県は自主的に自らの施策等の決定を行うものであり、その上で、国や他の地方公共団体と連携していくことを「連携」としており、原案どおりとします。
47	第4	(3)		市町は、県より近くにあり、実態と要望、意見を反映しやすい位置にあるため、「市町が中小企業活性化施策を策定し、および実施しようとするときは、」の次に「その意見を尊重し、」を挿入してはどうか。	ご指摘のように市町の役割は重要と考えており、このため、この条項で必要な調整等を行うこととしています。なお、ご指摘も踏まえ、その手段である第12の「 <u>中小企業者等の意見の反映</u> 」に関する規定について、「 <u>中小企業者、関係団体等および市町の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとします</u> 」と修正します。
48	第4	(3)		最後の表現が「調整を行うものとしませう。」となっているが、市町での条例策定時に県が入りこむ表記になっていると考える。協力・支援等は必要だと考えるが、市町に配慮した表現に変更してほしい。	中小企業活性化施策は、県と市町が連携して取り組むべきものと考えており、市町が取り組まれる際には、必要な支援や調整等を行うという趣旨ですので、原案どおりとします。なお、市町の条例の制定については、市町において判断されるものであり、支援や調整等の実施に当たっては、地方分権の趣旨を踏まえ、適切に行っていきます。

番号	箇所			ご意見・情報の概要	ご意見に対する県の考え方
49	第4	(3)		<p>中小企業の活性化に果たす市町の役割の重要性をうたっているが、県と市の役割分担が不明。県の責任においてできることをまずは考えるべきである。市町との連携は当然必要であると考え、事前に、十分に協議をしていたきたい。</p>	<p>中小企業活性化施策は、県と市町が連携して取り組むべきものと考えており、この条項は、市町が取り込まれる際には、必要な支援や調整等を行うという趣旨です。 <u>なお、ご意見も踏まえ、第12の「中小企業者等の意見の反映」に関する規定について、「中小企業者、関係団体等および市町の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるもの」とします」と修正します。</u></p>
50	第4	(3)		<p>基本理念の「地域の特性に応じた産業の振興」や「地域づくり」の実現のためには、市町の振興施策が不可欠であり、そのために、県の一層積極的な関与が必要である。そのため「～市町が中小企業振興施策を策定し、実施」の後に、「することを積極的に奨励し」との表現を加えるべきである。</p>	<p>市町の施策については、地方分権の趣旨を踏まえ、市町自らがその必要性について決定する事項であると考えられるため、原案どおりとします。 なお、市町が中小企業の活性化に果たす役割は重要と考えており、市町が中小企業の活性化のための施策を策定・実施されるに当たっては、必要な情報提供、助言、支援等を行っていきます。</p>
51	第4	(3)		<p>(3)の中に、「市町が中小企業活性化施策を策定し、及び実施しようとするときは・・・」とあるが、市町に施策策定を義務付けるよう、「中小企業活性化の重要性に鑑み、市町は中小企業活性化施策の策定と実施に積極的に取り組み、県は、必要な情報の提供、助言、支援、または調整を行うものとする。」とすべきである。</p>	<p>市町の施策については、地方分権の趣旨を踏まえ、市町自らがその必要性について決定する事項であると考えられるため、原案どおりとします。 なお、市町が中小企業の活性化に果たす役割は重要と考えており、市町が中小企業の活性化のための施策を策定・実施されるに当たっては、必要な情報提供、助言、支援等を行っていきます。</p>
52	第4	(3)		<p>市町への「必要な情報の提供、助言、支援または調整」は中小企業活性化施策を策定し、および実施しようとするときに限らず、「全ての市町」に対して実施していただきたい。</p>	<p>中小企業の活性化のための施策については、全ての市町において様々な形で実施されていることから、必要な支援等の対象は、全ての市町であると考えています。</p>
53	第5			<p>「努力」にしては、「義務」の色彩が濃い表現となっており、「自主的かつ自立的に経営の向上および改善に努めなければなりません。」は「努めるようにします」とするか、または第5全体を削除してはどうか。</p>	<p>第5から第7までの条項は全て努力義務を定めるもので、その中で第5の中小企業者については、当事者として、第6の関係団体等や第7の県民の立場とは異なるため、表現の違いを設けていたものですが、<u>義務規定という印象を受けるとのご指摘を踏まえ、「努めるもの」とします。」と修正します。</u></p>

番号	箇所			ご意見・情報の概要	ご意見に対する県の考え方
54	第5			この条例は、「中小企業の自主性を尊重する」ことを基本理念としているのだから、(1)、(2)ともに「努めなければならない」との義務規定はこの条例にはふさわしくないのではないか。	第5から第7までの条項は全て努力義務を定めるもので、その中で第5の中小企業者については、当事者として、第6の関係団体等や第7の県民の立場とは異なるため、表現の違いを設けていたものですが、 <u>義務規定という印象を受けるとのご指摘を踏まえ、「努めるもの」とします。」と修正します。</u>
55	第5			第5を一本化し、「中小企業者は、基本理念にのっとり、自主的かつ自立的に経営の向上および改善に努力する。また、業者間や業者団体との連携に努め、地域経済の活性化と地域社会づくりに努力する」に改めてはどうか。	「自主的かつ自立的に経営の向上および改善を図ること」と「地域の経済および社会に貢献すること」は性質が異なるため、別条項としたいと考えています。 また、ご指摘の連携に努めることについては、第3(5)の連携および協力を図るという基本理念を踏まえ、中小企業活性化施策を効果的に実施するため重要なことと考えますので、第9に「連携および協力の推進」として規定しており、原案どおりとします。
56	第5	(1)		「経済的社会的環境の変化に対応して」という表現は、中小企業者に何ら責任のない部分の経済変動への対応にまで対応を求め、対応できない場合は自己責任となってしまうため、ふさわしくないのではないか。	「自主的かつ自立的な経営の向上および改善への努力」には「経済的社会的環境の変化」への対応も含まれるものと考えていますが、自己責任とする趣旨ではなく、中小企業活性化施策については、県をはじめ、関係者等が連携・協力して推進していくこととしており、原案どおりとします。
57	第5	(2)	見出し	努力というお願いではなく、義務といった強制力のある表現とするべきであり、(中小企業者の努力)を(中小企業者の義務)に変更願いたい。	中小企業者は、自主的かつ自立的に経営の向上および改善に努めていただくこととしており、その趣旨から、義務ではなく努力とするのが適切と考えており、原案どおりとします。
58	第5	(2)		商工会等への加入は任意であるべきであり、固有の名前を挙げることはふさわしくない。ただ、組織化、協同等の体制づくりは必要なので、「商工会議所、商工会、…への加入」を「みずから協同の努力につとめ」に変更してはどうか。	この条項は、「加入等」の方法による地域の経済・社会への貢献への努力について定めたもので、加入を義務づけるものではなく、掲げた団体名については、法律により設置根拠を持ち、商工業者が直接加入する団体を基準に、例示として規定したものですので、原案どおりとします。 なお、協同等の努力は重要と考えており、第9に連携および協力の推進について規定しています。

番号	箇所		ご意見・情報の概要	ご意見に対する県の考え方
59	第5	(2)	社会貢献として、関係団体に加入すべきであり、「貢献するように努めなければなりません」を「貢献しなければなりません」に変更願いたい。	地域の経済および社会への貢献については、中小企業者の自主的な努力により行っていただくべきものと考えており、原案どおりとします。
60	第5	(2)	企業支援にあたっては、社会貢献の有無を公的支援を行う基準の一つとすべきであり、当該企業が商工会などに加入していることが支援の条件、あるいは優先にならないのか。	この条項は、「加入等」の方法による地域の経済・社会への貢献への努力について定めたもので、加入を義務づけるものではなく、ご指摘のような施策については、個別に必要性等について判断していきたいと考えます。
61	第5	(2)	昨今の経済社会情勢が極めて厳しい中、生活困窮者の増加や地域におけるさまざまな福祉課題が増加しているが、これらの課題を解決する大きな要素として中小企業による雇用の創出と地域経済の活性化があげられるため、「地域づくりの参画等により」を「地域における雇用の創出や地域づくりへの参画等により」としてはどうか。	ご指摘を踏まえ、「加入」の右に「地域における雇用の創出の機会創出」を加えることとします。
62	第5	(2)	商工会議所・商工会等への加入促進については、各事業者が地域の活性化や地域雇用の創出に貢献する使命を担っていること、また自分達の地域は自らが守っていくことの継続した啓発が必要である。	ご意見については、今後の取組の参考にさせていただきます。
63	第5	(2)	関係団体は「滋賀経済団体連合会」ほか、具体例を明示すればきりがなく、総称として規定すべきではないか。	加入に関する団体等は、総称とすると抽象的な表現となり、かえってどのような団体を指すのかわかりにくいと思われるため、法律により設置根拠を持ち、商工業者が直接加入する団体を基準に、例示として規定したものです。
64	第5	(2)	団体への加入や参画を「努めなければならない」として条例で義務づけるのは憲法違反でもあり、「中小企業の自主性を尊重する」という基本理念にも反するのではないか。	この条項は、「加入等」の方法による地域の経済・社会への貢献への努力について定めたもので、加入を義務づけるものではありません。
65	第5		中小企業の組織化、協同等の体制づくりは必要なので、(3)として、「中小企業者はその経営環境を改善するための支援を求めることができます」を新たに設けてはどうか。	第5は、中小企業の活性化に当たっての中小企業者の努力を定めたものですので、原案どおりとします。なお、県は、第4(2)に定める県の責務に基づき、必要な支援を行ってまいります。

番号	箇所		ご意見・情報の概要	ご意見に対する県の考え方
66	第6	(1)	中小企業団体が独自に努力できることに努めるのは当然だが、それだけであれば、条例で定める理由がないため、「中小企業に關係する団体は…努めるもの」とし、「努め、県などに支援を求めることができます」に改めようか。	この条項は、中小企業の活性化に当たっての中小企業に關係する団体の役割を定めたものですので、原案どおりとします。 なお、県は、第4(2)に定める県の責務に基づき、必要な支援を行っていきま
67	第6	(1)	商工団体が行政の支援に頼らず自主的に運営されるよう推進されることは大きな課題であり、「中小企業に關係する団体は」の次に「自主的かつ自立的に団体の組織運営を図るよう努めるとともに」を加えるべきである。	第6は「中小企業の活性化」のための關係者の役割であり、商工団体自身の運営についての役割を規定するものではないため、原案どおりとします。
68	第6	(2)	第5と同様に、大企業者について、第5(2)のような規定を加え、また、その社会貢献を義務とするような規定を設けるべきである。	本条例は中小企業の活性化について定めるもので、大企業者については必要の範囲でこれに資することに努めるものとしており、直接大企業者の社会貢献について定めることを意図したものであることから、原案どおりとします。
69	第6	(2)	「加入」は重要であり、これについて表現を明確にするため、「加入その他の方法により」ではなく、「加入により」と限定するべきではないか。	大企業者に中小企業の活性化に資するように努めていただく方法としては、例示に挙げられているものに限定されるものではなく、他にも様々な方法が考えられるため、原案どおりとします。
70	第6	(2)	關係団体は「滋賀経済団体連合会」ほか、具体例を明示すればきりがないため、総称として規定するべきではないか。	加入に關する団体等は、総称とすると抽象的な表現となり、かえってどのような団体を指すのかわかりにくいと思われるため、法律により設置根拠を持ち、商工業者が直接加入する団体を基準に、例示として規定したものです。
71	第6	(2)	チェーン店等が立地し、地元の商店に影響を与えている現状から、大企業者のみならず、全国展開する小売店等を統括する本店・本部の団体に対し、加入や協力を求める必要があるため、大企業者に加えて、これらの団体の加盟事業所についても役割に明記するべきではないか。	原案の「大企業者」の定義に当てはまる加盟事業所は、大企業者の定義に含まれていることから、特に明記せず、原案どおりとします。
72	第6	(2)	団体への加入を義務づけることは望ましくなく、団体としての意向が偏るおそれがあるため、協力による意思疎通程度とし、大企業者は…商工会議所、…等への加入を「等の事業への協力」と変更するべきではないか。	この条項は、加入を義務づけたものではなく、「中小企業の活性化に資する」一つの方法として「加入」を規定したものです。 また、「加入」は、これらの団体の「事業への協力」にもつながると考えており、原案どおりとします。

番号	箇所			ご意見・情報の概要	ご意見に対する県の考え方
73	第6	(2)		大企業者と中小企業者の間には大きな力関係があり、上下関係もあることから、「その事業の実施に当たっては」の右に「、中小企業者の声をよく聞き」を加え、「商店会振興組合等への加入」を「商店街振興組合等の行う事業への協力」に変更してはどうか。	「取引の拡充」や「中小企業者の研究開発への支援」は、中小企業の活性化に資するための方法を例示したものであり、また、中小企業の声聴くことは、その過程であると考えています。また、「加入」はこれらの団体の「事業への協力」にもつながると考えており、原案どおりとします。
74	第6			(5)として、「社会保険労務士、行政書士など、人事労務や許認可の申請等で中小企業と関わりの深い専門家としての連携を生かせるようにする」を加えてはどうか。	中小企業の活性化には、様々な関係者の協力が必要と考えていますが、その範囲を明確にすることは困難なため、ご指摘の方々については、その所属団体の役割を第6(1)に中小企業に關係する団体の役割として規定することとしており、原案どおりとします。
75	第7		見出し	条例の運用は、県民の理解と協力で成り立つものであるので、(役割)では県民に対して、威圧的と受けとられかねない。(県民の役割)を(県民の理解と協力)に改めてはどうか。	中小企業の活性化の推進においては、関係者がそれぞれの役割を担って取り組んでいくという趣旨から「役割」としており、その中で、県民についても、関心と理解を深めることなどの努力を規定するものですので、原案どおりとします。
76	第7			「県民は、」の後に「消費者市民として」を加えてはどうか。	県民の役割については、消費者としての役割のほか、例えば、地域づくりにおける中小企業との協力など、幅広く県民としての役割を規定したものですので、原案どおりとします。
77	第7			県民に義務を押しつけるものであってはならず、第7は削除すべきではないか。	この条項は、県民に義務を課すものではなく、中小企業の活性化のために、関心と理解を深めることなどの努力を規定するものですので、原案どおりとします。
78	第8			第8はすべて「図ること」となっており「支援すること」に変更すべきではないか。	この条項は、中小企業への支援を含めた中小企業活性化施策の内容を定めたものですので、原案どおりとします。
79	第8			本条例の目的は、広く一般の中小企業者の振興であり、先進的な事業者に対する取組を指す(1)と、広く一般の中小企業者に対する取組を指す(2)の順序を変更するべきではないか。	(1)から(3)の順序は、優先順位を示すものではありませんが、滋賀県中小企業振興審議会の答申の内容も踏まえてこの順序としたものですので、原案どおりとします。
80	第8			県の施策として、中小企業を支援するような経済団体に対する支援を明記すべきではないか。	経済団体については、第4(2)に基づき、必要な連携、支援等を行いつつ中小企業活性化施策を推進していくこととしており、原案どおりとします。

番号	箇所			ご意見・情報の概要	ご意見に対する県の考え方
81	第8	(1)		前文に示した姿勢を施策推進の際にも貫くことを担保するため、「県は、どんな問題も中小企業の立場で考え、中小企業による」と変更すべきである。	中小企業はもちろん、関係団体等の様々な立場や意見を踏まえて中小企業の活性化に取り組んでいくことを想定しており、このため第12で中小企業の意見を反映するための措置を創ることとしており、原案どおりとします。
82	第8	(1)	①	あまりにも一部の事業者しか対象にならないと感じられるので、「将来において成長発展が期待される」を「新しい」に変更してはどうか。	この条項は、現在存在する分野・存在しない分野にかかわらず、今後成長発展が期待される産業の分野への参入について規定したものであり、それぞれの企業における新しい分野への参入等の促進については、(2)③において規定しているため、原案どおりとします。
83	第8	(1)	①	誰が「成長分野」を「期待」し、予測・誘導に責任を持つのか不明である。その方向を取らない企業も、一般的支援策から排除されないようにすべきであり、政策や経済の発展方向に幅を持たせるためにも、「将来において成長が期待される分野への」を「新規産業分野への」に改めてはどうか。	この条項は、現在存在する分野・存在しない分野にかかわらず、今後成長発展が期待される産業の分野への参入について規定したものであり、これらは時代の社会・経済情勢に応じて判断されていくと考えられるため、原案どおりとします。
84	第8	(1)	②	「地域の実情」だけで十分であり、「特性」を削除してはどうか。	「地域の特性」とは、県全体あるいは県内各地域における地域資源や産業の集積の状況などの様々な特性という意味であり、そのときどきの地域の経済や雇用の状況などを示す「実情」とともに必要な表現と考えますので、原案どおりとします。
85	第8	(1)	②	「地域資源」を中小企業の事業へ有効利用することへの支援を定めた条項と思われるため、「県民の安全および安心に配慮した」は不要ではないか。	この条項の趣旨は、安全や安心に配慮した商品や役務を求める県民のニーズに対して、地域に根ざしており、消費者との距離も近く、地域の実情や特性を理解している中小企業が、その強みをいかした商品や役務の開発・販売を行うことによって、「県民の安全および安心」を図ろうとするような活動を促進しようとするものであり、原案どおりとします。
86	第8	(1)	③	「海外、および日本全国における」に変更すべきである。	この規定の趣旨は、特に海外における円滑な事業の展開を「成長を目指す取組」と捉えてその推進を図ろうとするものであり、原案どおりとします。なお、国内における円滑な事業の展開についても、第8の(2)や(3)に掲げられている基本的施策により推進を図っていくこととしています。

番号	箇所			ご意見・情報の概要	ご意見に対する県の考え方
87	第8	(2)		①として、「人材育成・活用に関して男女共同参画の視点に立ち、女性を経営者、管理職、専門職に積極的に取り入れ、中小企業活性化の役割を果たせるようにします。」を加えてはどうか。	原案の①に規定している中小企業の事業活動を担う人材の確保・育成については、男女共同参画の視点も踏まえて行うものであり、具体的には、「勤労観および職業観の醸成、職業能力の開発の促進、就業環境の整備」などを実施するものですので、原案どおりとします。
88	第8	(2)		(2)には、人や物の輸送、移動や新規立地にかかる基盤整備等のハードウェア的な施策の構築については、一切言及されていない。ITをも含めた立地場所や道路等のインフラ整備に関する施策の構築も記載すべきである。	ご指摘のような施策は例示していませんが、第8(3)①に規定している「企業の設備投資の促進」などの中に含まれると考えており、原案どおりとします。
89	第8	(2)	①	従業員少数の企業では、自前での研修は限られており、人材育成や確保への要望が多いため、地域での就業を増進すべく、地域産業促進の研修環境の充実を図ってもらいたい。	ご意見については、今後の取組の推進に当たって参考にさせていただきます。
90	第8	(2)	④	この条例の対象となる中小企業者には土木、建設業者も含むため、「県の物品、役務等」を「県の工事の発注、物品、役務等」に変更してはどうか。	「役務等」については、工事の請負の意味も含んでいるため、原案どおりとします。なお、国の中小企業基本法第21条においても、「物品、役務等」との表現が用いられており、それに基づき、建設工事も含めた官公需の受注についての措置がとられています。
91	第8	(2)	④	中小企業の受注機会の増大に関し、一括請負業者に対しても、工事等で使用する製品・物品に対し、具体的に県内製造業者（中小製造メーカー）の製品の使用を促進するようしてほしい。	ご意見については、今後の取組の推進に当たって参考にさせていただきます。
92	第8	(3)	②	少子化対策や高齢者・障害者に配慮した小売サービス業の振興は、事業の拡大や新たな雇用の創出など、中小企業の活性化とともに地域福祉活動との連携の向上が期待できるものであり、「商店街への来訪客の増加を図るための環境の整備」を「商店街への来訪客の増加を図るとともに地域貢献を果たすために、子育て支援などの少子化対策、高齢者や障害者に配慮したバリアフリー化の促進などの環境の整備」と変更してはどうか。	ご指摘の「子育て支援などの少子化対策、高齢者や障害者に配慮したバリアフリー化の促進」についても、これらを実施することにより商店街への来訪客が増加し、商店街の活性化に資するものと考えられ、「商店街への来訪客の増加を図るための環境の整備」の一環と考えられることから、原案どおりとします。なお、施策の実施に当たっては、第3(3)に規定する「地域づくりに資する」との基本理念を踏まえて実施することとしています。

番号	箇所			ご意見・情報の概要	ご意見に対する県の考え方
93	第8	(3)		建設業は、県内中小企業のなかで卸・小売業に次いで事業所数の多い産業分類である。さらに、深刻な構造不況の経営環境に置かれており、県内経済活性化のために事業転換を含めた抜本的な支援施策が必要である産業分野別の施策で、建設業が抜け落ちているのは滋賀県の中小企業施策として不完全である。	産業の分野は多岐にわたっており、(3)の①～③でいくつかの産業分野を例としてあげたものであって、建設業をはじめその他の産業分野についても、第8(1)、(2)や(3)④の規定に基づき、産業分野の特性に応じて、中小企業の事業機会の増大に取り組んでいくこととしています。
94	第9			中小企業の振興には、地元経済の活性化の意味からも市・町が果たさなければならない責務には大きいものがある。したがって、「(3) 県は、中小企業活性化施策を効果的に実施するため、市・町と連携を図り、市・町は、県の施策に積極的に協力し、中小企業活性化施策の実施に努めなければならない。」と加筆すべきである。	ご指摘のとおり、市町が中小企業の活性化に果たす役割は重要と考えており、第4(3)において、市町が中小企業の活性化のための施策を策定・実施されるに当たっては、必要な情報提供、助言、支援等を行っていくこととしています。なお、市町の条例の制定については、市町において判断されるものであり、支援や調整等の実施に当たっては、地方分権の趣旨を踏まえ、適切に行っていきます。
95	第9	(1)		県と市町の連携についても明記し、「中小企業者および関係団体等の」を「中小企業者、関係団体等および市町の」と改めるべきではないか。	この条項は、中小企業者や関係団体等の民間の関係者間の連携について規定したものであり、原案どおりとします。県と市町の連携については、県の責務の第4(2)および(3)において規定しています。
96	第9	(2)		事前に意見を聞くことがあるならば、施策への協力を努めるよう求めることは、矛盾しており、このような条項は不要と考える。	第12において、施策の策定および実施に当たって中小企業者等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずることとしています。この条項は、それを踏まえて県で施策を立案し、必要な事項については協力していただくため設けているものであり、原案どおりとします。
97	第10	(2)		「あらかじめ」の後に、「中小企業者や中小企業団体の意見を聴き、尊重し」を加えてはどうか。	中小企業活性化施策の策定に当たっては、第12により中小企業者等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずることとしており、それを踏まえて実施計画を策定することとしています。その上で、実施計画の策定に当たって審議会の意見を聴くこととしていますので、原案どおりとします。

番号	箇所		ご意見・情報の概要	ご意見に対する県の考え方
98	第10	(2)	中小企業振興は深くその地域に根差すべきものであり、支援施策の実施者である県とその対象者である中小企業の代表者の意見だけが反映されるべきものではないため、具体的な中小企業振興施策の根拠となる実施計画の策定にあたっては、中小企業者だけでなく、商工会議所・商工会などの経済団体や市町など、幅広い関係者の意見を聞く機会を作っていただきたい。	現在の中小企業振興審議会の委員には、ご指摘のような団体の代表者も入っていただいております。中小企業活性化審議会の委員の任命に当たっても、配慮していきたいと考えています。また、第12の規定に基づき、様々な関係者の意見を反映する措置を講じていきたいと考えています。
99	第11	(2)	「実施に当たっては」の後に、「中小企業者や中小企業団体の意見を聴き」を加えてはどうか。	中小企業活性化施策の策定および実施に当たっては、第12により中小企業者等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずることとしています。それを踏まえて実施計画を策定・検証し、策定・検証に当たっては、審議会の意見を聴くこととしていますので、原案どおりとします。
100	第12		県の中小企業活性化施策に県内市町の意見を取り入れるよう、「中小企業者および関係団体等の」を「中小企業者、関係団体等および市町の」に改めてはどうか。	市町とは、第4(2)で連携について規定しており、これまでから意見交換に努めていたところですが、具体的な方法を明確にするため、 <u>ご指摘のとおり修正します。</u>
101	第13		調査・研究結果は、県内市町や各種経済団体による施策の立案や研究者の研究などに活用されることで、さらなる経済効果が見込めるため、調査・研究の結果は県HPなどを通じて幅広く公開していただきたい。	調査研究の成果の普及については、この条項に「その成果の普及に努めるとともに」と規定しており、ご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
102	第14		中小企業振興を専門に担う課・室を設けることを明らかにするため「～体制の整備を図るため、中小企業支援室を設置します。」と変更するべきである。	中小企業活性化施策の推進のための体制整備については、条例制定後検討していくこととしており、原案どおりとします。
103	第14		「必要な体制」を「中小企業者や中小企業者団体を加えた必要な体制」に改めてはどうか。	この条項は、県における体制の整備について規定したものであり、中小企業者等との連携の仕組みについては、第12により意見を反映することができるよう必要な措置を講じていくこととしておりますので、原案どおりとします。

番号	箇所		ご意見・情報の概要	ご意見に対する県の考え方
104	第14		<p>国・県・市および地域経済団体の役割の明確化が必要。特に、中小零細企業にとっては、どこで、どういう施策が行なわれているのか分らないのが実情。地域商工会議所が、支援策の総合医(かかりつけ医)の役割をもつべきである。</p> <p>また、一つの市に、商工会議所と商工会が並存することは、県民・市民の目から見て、理解できないことである。県にしても二つの制度を維持しなければならない理由はないのではないか。条例制定を機にそのあり方の検討をすべきである。</p>	<p>ご意見については、今後の取組の検討に当たって、参考にさせていただきませう。</p>
105	第16		<p>他府県で成果を上げている事例からして、滋賀県中小企業活性化審議会の規定に、「審議会は中小企業者からの要請により、関連機関として業種別、地域別、課題別の「産業振興会議」を置くことが出来る。「産業振興会議」は中小企業の実情に沿った政策の提案、試行、研究などを行い、その活動は原則として対価を伴わないものとする。」との条項を追加すべきである。</p>	<p>中小企業活性化審議会は、中小企業活性化施策についての調査審議や意見提出を行うこととしており、また、中小企業者の立場の委員も参画いただくことを予定しており、別途ご指摘のような会議を置く必要はないと考えられることから、原案どおりとします。</p> <p>なお、中小企業活性化施策の策定等に当たっては、第12「中小企業者等の意見の反映」に基づき、ご指摘のような会議形式の他、ヒアリングなど様々な形で意見の反映に努めることとします。</p>
106	第17	(2)	<p>審議会の構成員は、県内中小企業の実情を踏まえるとともに、中小企業の振興に関し現場での実践による知見を糾合し激変する経済環境へ機敏に対応するためにも、中小企業振興に積極的な人員の任命をお願いする。</p>	<p>審議会の委員の任命に当たっては、ご意見を踏まえて、適切に対応していきたいと考えます。</p>
107	第17	(2)	<p>委員の任命対象として、中小企業者や中小企業団体が入っていないので、これらのものから委員を任命するよう規定するべきである。</p>	<p>「中小企業者の活性化に関し学識経験を有する者」には、中小企業者等の「経験」を有する者を含んでおり、原案どおりとします。</p>
108	第17	(2)	<p>中小企業の活性化のためには、関係団体が一堂に会して審議する必要があることから、審議会委員には、経済団体や市長会、町村会の代表者を必ず任命するよう、これらの団体を明記すべきである。</p>	<p>委員については、条例の第17(2)を基本として選任することとしており、条例施行後、関係団体等とも協議の上任命することとしており、原案どおりとします。</p>
109	その他		<p>条例を策定されるだけでなく、中小企業の活性化に向けて具体的な施策の実現や予算化をお願いしたい。</p> <p>定期的に中小企業者や関係団体等の意見を聞く機会を設けて頂きたい。</p>	<p>条例に基づき、県として中小企業活性化施策の推進やこのための財政上の措置を講ずることとしています。</p> <p>なお、第12に基づき、中小企業者や関係団体等の意見を反映するため、意見交換の場などを設けていきたいと考えています。</p>

(仮称) 滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例要綱案

(前文)

滋賀の中小企業は、地域の経済や社会の担い手として、生産や消費活動、さらには雇用や地域づくりなどの面において、重要な役割を果たしています。

全国有数の「モノづくり県」である本県産業を支えているのは、確かな技術や品質管理を誇る滋賀の中小企業です。また、「売り手よし、買い手よし、世間よし」の「三方よし」に代表される近江商人の精神は、滋賀の中小企業に受け継がれています。

しかしながら、今、中小企業を取り巻く経済や社会の状況を見ると、人口減少や少子高齢化によって生産活動を支える労働力や国内需要が減少し、ライフスタイルや意識の変化によって消費行動は変化しています。さらには、アジア等の新興国の台頭や急激な円高により、コストダウンの圧力が高まり、産業の空洞化なども懸念され、また、自然災害などに対する危機管理も課題となっています。

滋賀の経済や社会が今後も持続的に発展していくためには、その主役である中小企業の活性化が不可欠です。これによって、地域でヒト、モノ、カネ、情報の集積と好循環が生まれていきます。また、厳しい経済や社会の状況の中にあっても、中小企業には、未来に向け果敢に事業活動を展開するとともに、強みや可能性を伸ばしながら様々な課題を乗り越え、地域で生き生きと活躍することが強く求められています。

私たちは、中小企業が本県経済の持続的な発展の原動力となり、また、地域に貢献する企業として成長するよう、様々な関係者による一層の連携と協力の下に、中小企業の活性化を推進していくことを決意し、ここに滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例を制定します。

(目的)

第1 この条例は、中小企業の活性化に関し、基本理念を定め、および県の責務等を明らかにするとともに、中小企業の活性化に関する施策（以下「中小企業活性化施策」という。）の基本となる事項を定め、中小企業活性化施策を総合的かつ計画的に実施することにより、中小企業の活性化を推進し、もって本県の経済および社会の発展に寄与することを目的とします。

(定義)

第2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号

に定めるところによります。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者であつて、県内に事務所または事業所を有するものをいいます。
- (2) 中小企業の活性化 中小企業によるその自らの成長を目指す取組が促進され、その経営基盤が強化され、および産業分野の特性に応じた中小企業の事業活動が活発に行われることにより、中小企業が地域の経済および社会の担い手としての役割を主体的に果たしつつ、その多様で活力ある発展が図られることをいいます。
- (3) 大企業者 中小企業者以外の事業者（会社および個人に限る。）であつて、県内に事務所または事業所を有するものをいいます。

（基本理念）

第 3 中小企業の活性化は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければなりません。

- (1) 中小企業者の自主的な努力および創造的な活動が尊重されること。
- (2) 家族により小規模な経営を行う事業者その他の小規模な事業者に配慮する等、中小企業者の経営規模が勘案されること。
- (3) 地域の特性に応じた産業の振興、地域住民の利便の増進その他の地域づくりに資するものとなること。
- (4) ものづくり産業（製造業その他の工業製品の設計、製造または修理と密接に関連する事業活動を行う業種をいう。以下同じ。）の集積、環境の保全のためのこれまでの取組その他の本県の特色が生かされること。
- (5) 県、中小企業者、関係団体等（中小企業に関係する団体、大企業者、大学その他の教育研究機関（以下「大学等」という。）および金融機関をいう。以下同じ。）、国および他の地方公共団体の連携および協力が図られること。

（県の責務）

第 4 県の責務について、次に掲げる事項を定めることとします。

- (1) 県は、第 3 に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、中小企業活性化施策を総合的に策定し、および実施するものとします。
- (2) 県は、中小企業活性化施策の策定および実施に当たり、中小企業者、関係団体等、国および他の地方公共団体との連携に努めるとともに、中小企業者および関係団体等に対し、必要な情報の提供、助言、支援または調整を行うものとします。
- (3) 県は、中小企業の活性化に市町が果たす役割の重要性に鑑み、市町が中小

企業活性化施策を策定し、および実施しようとするときは、必要な情報の提供、助言、支援または調整を行うものとします。

(中小企業者の努力)

第5 中小企業者の努力について、次に掲げる事項を定めることとします。

- (1) 中小企業者は、基本理念にのっとり、経済的社会的環境の変化に対応して、自主的かつ自立的に経営の向上および改善に努めるものとします~~なければなりません~~。
- (2) 中小企業者は、基本理念にのっとり、商工会議所、商工会、商店街振興組合等への加入、地域における雇用の機会の創出、地域づくりへの参画等により、地域の経済および社会に貢献するよう努めるものとします~~なければなりません~~。

(関係団体等の役割)

第6 関係団体等の役割について、次に掲げる事項を定めることとします。

- (1) 中小企業に関係する団体は、基本理念にのっとり、中小企業の活性化のために支援および協力を積極的に行うよう努めるものとします。
- (2) 大企業者は、基本理念にのっとり、その事業の実施に当たっては、中小企業者との取引の拡充、中小企業者の研究開発に対する支援、商工会議所、商工会、商店街振興組合等への加入その他の方法により、中小企業の活性化に資するよう努めるものとします。
- (3) 大学等は、基本理念にのっとり、中小企業者の研究開発、新規事業の創出ならびに人材の確保および育成に対する支援その他の方法により、中小企業の活性化に資するよう努めるものとします。
- (4) 金融機関は、基本理念にのっとり、中小企業者の資金需要に対する適切かつ積極的な対応、経営改善に対する支援その他の方法により、中小企業の活性化に資するよう努めるものとします。

(県民の役割)

第7 県民は、基本理念にのっとり、中小企業の活性化が地域の経済および社会の発展に寄与することについての関心および理解を深めるとともに、中小企業者が供給する物品の購入その他の方法により、中小企業の活性化に資するよう努めるものとします。

(中小企業活性化施策の基本)

第8 県が実施する中小企業活性化施策は、(1)から(3)までに定める施策を基本

とします。

(1) 県は、中小企業によるその自らの成長を目指す取組が円滑に行われるようにするため、次に掲げる施策を講ずるものとします。

- ① 将来において成長発展が期待される分野への参入に向けた環境の整備、当該分野における研究開発に対する支援その他の方法により、当該分野における中小企業の参入および事業活動の促進を図ること。
- ② 地域の実情および特性を踏まえた商品および役務の開発に対する支援、これらの利用の推進その他の方法により、県民の安全および安心に配慮した中小企業の事業活動の促進を図ること。
- ③ 海外における新たな需要の開拓に対する支援、外国との経済交流の推進その他の方法により、中小企業の海外における円滑な事業の展開の促進を図ること。

(2) 県は、中小企業の経営基盤が強化されるようにするため、次に掲げる施策を講ずるものとします。

- ① 勤労観および職業観の醸成、職業能力の開発の促進、就業環境の整備その他の方法により、中小企業の事業活動を担う人材の確保および育成を図ること。
- ② 資金の供給の円滑化、経営改善および危機管理に関する支援体制の整備、事業および技術の円滑な承継に対する支援その他の方法により、中小企業の経営の安定および向上を図ること。
- ③ 創業に向けた環境の整備、創業に関する意識の啓発、新商品の開発に対する支援その他の方法により、中小企業の創業および新たな事業の創出の促進を図ること。
- ④ 県の物品、役務等の調達に関する中小企業者の受注の機会の増大、中小企業者が供給する物品、役務等に対する情報の発信その他の方法により、中小企業者が供給する物品、役務等に対する需要の増進を図ること。

(3) 県は、産業分野の特性に応じ、中小企業の事業活動が活発に行われるようにするため、次に掲げる施策を講ずるものとします。

- ① 付加価値の高い製品の開発能力の向上および製品の新たな需要の開拓に対する支援、地場産業における製品の魅力の発信、企業の設備投資の促進その他の方法により、ものづくり産業を担う中小企業の事業機会の増大を図ること。
- ② 商店街への来訪客の増加を図るための環境の整備、商店街における創業の促進その他の方法により、小売商業およびサービス業の振興を通じた中小企業の事業機会の増大を図ること。
- ③ 新たな観光資源の発掘、観光資源の魅力の増進およびその発信、これら

を活用した事業の推進その他の方法により、観光客の来訪および滞在の促進による中小企業の事業機会の増大を図ること。

- ④ ①から③までに掲げるもののほか、産業分野の特性に応じた中小企業の事業機会の増大を図ること。

(連携および協力の推進)

第9 連携および協力の推進について、次の事項を定めることとします。

- (1) 県は、中小企業活性化施策を効果的に実施するため、事業の分野を異にする事業者の交流の機会の提供、共同研究の実施に対する支援その他の方法により、中小企業者および関係団体等の有機的な連携を促進するものとします。
- (2) 中小企業者および関係団体等は、中小企業活性化施策の実施について協力するよう努めるものとします。

(実施計画)

第10 実施計画について、次に掲げる事項を定めるものとします。

- (1) 知事は、毎年度、中小企業活性化施策の総合的かつ計画的な実施を図るための計画（以下「実施計画」という。）を策定するものとします。
- (2) 知事は、実施計画を定めるに当たっては、あらかじめ、滋賀県中小企業活性化審議会の意見を聴かなければなりません。
- (3) 知事は、実施計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければなりません。
- (4) (2)および(3)の規定は、実施計画の変更（軽微な変更を除く。）について準用します。

(検証および施策への反映)

第11 検証および施策への反映について、次に掲げる事項を定めることとします。

- (1) 知事は、毎年度、実施計画の実施の状況を検証するとともに、その検証の結果を遅滞なく、公表しなければなりません。
- (2) 知事は、前項の規定による検証の実施に当たっては、滋賀県中小企業活性化審議会の意見を聴かなければなりません。
- (3) 知事は、(1)の検証の結果を中小企業活性化施策に適切に反映させるよう努めるものとします。

(中小企業者等の意見の反映)

第 12 県は、中小企業活性化施策の策定および実施に当たっては、中小企業者、~~および関係団体等~~および市町の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとします。

(調査研究の実施等)

第 13 県は、中小企業活性化施策を効果的に実施するため、必要な調査および研究を行うとともに、その成果の普及に努めるものとします。

(推進体制の整備)

第 14 県は、中小企業活性化施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制の整備を図るものとします。

(財政上および税制上の措置)

第 15 県は、中小企業活性化施策を推進するため、必要な財政上および税制上の措置を講ずるよう努めるものとします。

(滋賀県中小企業活性化審議会)

第 16 滋賀県中小企業活性化審議会について、次に掲げる事項を定めることとします。

- (1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、知事の附属機関として、滋賀県中小企業活性化審議会（以下「審議会」という。）を設置します。
- (2) 審議会は、第 10(2)および第 11(2)に規定する事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、中小企業の活性化に関する事項を調査審議するものとします。
- (3) 審議会は、(2)の調査審議を行うほか、中小企業の活性化に関する事項に関し、知事に意見を述べることができます。

(審議会の組織等)

第 17 審議会の組織等について、次に掲げる事項を定めることとします。

- (1) 審議会は、委員 20 人以内で組織します。
- (2) 委員は、中小企業の活性化に関し学識経験を有する者、県民から公募した者その他知事が適当と認める者のうちから知事が任命します。
- (3) 委員の任期は、2 年とします。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

- (4) 委員は、再任されることを妨げません。
- (5) (1)から(4)までに定めるもののほか、審議会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定めます。

第18 その他

- (1) この条例は、平成25年4月1日から施行します。
- (2) 滋賀県中小企業振興審議会設置条例（昭和38年滋賀県条例第34号）は、廃止します。
- (3) 滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例（昭和28年滋賀県条例第10号）の一部を次のように改正します。
第1条第31号の2を次のように改正します。
(31)の2 滋賀県中小企業活性化審議会の委員